

⑤ 選挙公営

- 1 選挙公報の配布
- 2 公営ポスター掲示場
- 3 啓発事業

⑤ 選挙公営等

1 選挙公報の配布

各戸配布部数	特例配布(補完措置)		配布数合計
	公共施設等に備え付け	左記以外(不在者投票等)	
299,056	37カ所 2,420	2,580	304,056

※ 地域センター 18カ所
区民事務所 6カ所
期日前投票所 13カ所

各戸配布期間 平成28年7月17日～7月20日まで

2 公営ポスター掲示場

(1)設置箇所

総数	国・地方公共団体の管理する施設(公社等を含む)					民間の管理する施設			
	合計	学校・保育所 社会教育施設	公園・緑地 道路・河川	住宅	その他	合計	学校・保育所 社会教育施設	社寺	その他
490	424	171	181	40	32	66	9	4	53

(2)投票区規模別設置状況

選挙人規模	1千人以上5千人未満			5千人以上1万人未満		1万人以上		合計
	4km ² 未満	4km ² ～ 8km ² 未満	8km ² 以上	4km ² 未満	4km ² 以上	4km ² 未満	4km ² 以上	
法定設置数	7	8	9	8	9	9	10	
投票所数	13			42		7		62
掲示場の設置数	91			336		63		490

※公職選挙法施行令111条

(3)利用状況

設置数	掲示区画面数	候補者数
490	30	21

(4)各候補者掲示位置

4.42m										
1.34m	9	8	7	6	5	4	3	2	1	30
	後藤 輝樹	やまなか まさあき	山口 敏夫	マック 赤坂	増田 ひろや	鳥越 俊太郎	桜井 誠	谷山 ゆうじろう	高橋 しょうご	
	18	17	16	15	14	13	12	11	10	29
	今尾 貞夫	宮崎 正弘	立花 孝志	せきくち 安弘	中川 ちょうぞう	七海 ひろこ	上杉 隆	小池 ゆりこ	岸本 雅吉	
	27	26	25	24	23	22	21	20	19	28
							ないとう ひさお	武井 直子	望月 義彦	

3 啓発事業

(1)事業内容別実施状況

事業内容		期 日	区域等	内 容
i 区広報媒体による啓発				
①	広報紙によるPR	7月16日	区内全域	広報いたばしに選挙の概要・投票日時等を掲載し、周知を図った。
②	ホームページによるPR	7月14日 ～ 8月1日	インターネット	区のホームページに選挙の概要及び期日前投票所の案内等を掲載し、周知を図った。また、投票日当日に投・開票速報を行った。
③	広告付電子掲示板によるPR	7月14日 ～ 7月31日	区役所1階 エレベーター ホールほか	広告付き電子掲示板に投票日時等を表示し、ナレーションとともに周知を図った。
④	広報車によるPR	7月19日 ～ 7月29日	区内全域	広報車に投票日時の啓発用マグネットシールを掲出し、併せて放送による呼び掛けを行った。
⑤	清掃車・庁有車によるPR	7月14日 ～ 7月30日	区内全域	清掃車・庁有車に投票日時の啓発用マグネットシールを掲出し、周知を図った。
⑥	防災無線によるPR	7月31日	区内全域	防災無線で2回(13時10分・17時)放送し、投票参加を呼びかけた。
ii 啓発資材配布				
①	ポケットティッシュ	7月15日 ～ 7月31日	区内全域	区施設窓口及び街頭啓発・啓発キャンペーン時に配付し、投票日時の周知及び投票参加を呼びかけた。
②	ウェットティッシュ			
iii 懸垂幕等の掲出				
①	立看板等の掲出	7月13日 ～ 7月31日	52施設	地域センターなど区施設に投票日時の啓発用立看板を掲出し、周知を図った。
②	懸垂幕の掲出	7月11日 ～ 7月31日	3施設	板橋区役所及び大型商業施設に投票日時の啓発用懸垂幕を掲出し、周知を図った。
③	啓発ポスターの掲出	7月15日 ～ 7月31日	区内全域	区施設・町会掲示板・公衆浴場・郵便局・銀行、区内高校、大学等に掲出し、周知を図った。
iv 街頭啓発				
①	地区別街頭啓発	7月19日 ～ 7月29日	区内全域	各地区の明るい選挙推進委員及び協力員が中心となって街頭で明るい選挙の実現と投票参加を呼びかけた。また、街頭啓発重点地区では、選挙管理委員も加わり、投票参加を呼び掛けた。
②	重点地区街頭啓発	7月21日	大谷口地区	呼びかけの際に、淑徳大学生作成の新有権者向けパンフレット「はじめての選挙」を若年層を中心に配付し、18歳選挙権の周知に努めた。
v その他事業				
①	点字によるPR	7月19日 ～ 7月31日	区内全域	点字による「氏名等掲示一覧」を全投票所に配付。投票所のお知らせの封書に点字シールを貼付。点字で投票用紙に選挙種別を表示した。
②	ポスター掲示場によるPR	7月14日 ～ 7月31日	区内全域 (490か所)	掲示面に投票日時を掲出し、周知を図った。
vi その他民間団体等協力事業				
①	有線放送利用PR	7月16日 ～ 7月31日	33か所	区内商店街(15か所)・大手スーパー(18店舗)の有線放送を利用して、投票参加を呼びかけた。

広報
No.2260

いたばし

週刊
総合情報版
第2・3・4土曜日発行
7.16
平成28年・2016年

発行/板橋区 編集/広報広報課 〒173-8501 板橋区板橋2-66-1 FAX 3579-2028(広報広報課) <http://www.city.itabashi.tokyo.jp/>

区役所代表 ☎3964-1111

18歳からの東京都知事選挙

投票日時 7月31日(日) 7時～20時

告示日 7月14日(木)
板橋区選挙管理委員会事務局 ☎3579-2681

投票要件や投票所のご確認を

7月13日(木)現在、次の要件を満たしている必要があります。

- 日本国籍を有し、平成10年8月1日以前に生まれた
- 平成28年4月13日までに板橋区へ転入の届出をし、引き続き3か月以上、板橋区に住居登録されている
- 板橋区内で住所を移した方の当日投票所
- 6月30日までに転居届を出した方…新住所地の投票所
- 7月1日以降に転居届を出した方…前住所地の投票所
- 投票日までに板橋区外へ転出した場合
- 都外へ転出した方…投票できません。
- 都内の他の区市町村へ転出した方…転出先の区市町村で交付される「引き続き都内に住所を有する旨の証明書」(住民票の写しなど)をお持ちになれば、板橋区で投票できます。ただし、都内の区市町村間の住所移転を2回以上した場合は投票できません。※板橋区から転出した方のうち、板橋区で住民票が

作成された日から引き続き3か月以上住民基本台帳に記録されていた方で、板橋区の選挙人名簿へ登録される前に転出し、都内区市町村における住民票の登録期間が3か月未満の方は板橋区の選挙人名簿に登録され、板橋区での投票となります。この場合も「引き続き都内に住所を有する旨の証明書」が必要となり、都内の区市町村間の住所移転を2回以上した方は投票できません。※該当する方には「投票所のお知らせ」をお送りします。

●平成28年4月14日以降に板橋区へ転入の届出をした場合
板橋区の選挙人名簿に登録されていないため、板橋区では投票できません。前住所地が都内で、選挙人名簿に登録されていれば投票できる場合がありますので、前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。
(18歳・19歳の方も投票できます)
公職選挙法が改正され、18歳・19歳の方も投票できます。

投票日当日に投票所へ行けない方へ

◆期日前投票所
▽期日前投票ができる方=仕事・旅行・冠婚葬祭などの予定で、投票日当日に投票所へ行けない方
▽とき・ところ

- 7月30日(土)まで…大会議室B(区役所9階)
- 7月24日(日)～30日(土)…仲町ふれあいセンター、富士見・大谷口・常盤台・志村坂上・高島平の各地域センター、舟渡・きたのの各ホール、成増アクトホール、志村健康福祉センター、エコポリスセンター、赤塚支所

※8時30分～20時
▽投票方法=ご自分の「投票所のお知らせ」裏面の請求書欄に必要事項を記入のうえ、お持ちください。なお、「投票所のお知らせ」をお持ちでない方は、期日前投票所に備えつけのものをご利用ください。

◆不在者投票制度
●指定病院等投票…指定の病院などに入院(所)中で、投票日当日に投票所に行けない方は入院(所)先の施設で投票できます。なお、投票ができる施設かどうかは、直接、その施設にお問い合わせください。
●郵便等投票…重度の障がいなどがある方は郵便などで投票できる場合があります。郵便投票証明書をお持ちで投票用紙の請求をしていない方は、7月27日(木)17時までにご請求してください。
●滞在地投票…仕事・旅行・出産・療養などで板橋区外に滞在していて、投票日当日または期日前の投票ができない方は、滞在地の区市町村選挙管理委員会などで投票できます。投票用紙の請求など詳しくは、板橋区選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。

「投票所のお知らせ」をお送りします

「投票所のお知らせ」を世帯ごとに封書でお送りします。氏名・住所をご確認のうえ、投票の際にお持ちください。なお、お手元に届かない場合や紛失した場合でも、板橋区の選挙人名簿に登録されている方は投票できます。投票の際、投票所係員にお申し出ください。※改修工事などのため、施設内での投票所が変更になる場合があります。

選挙公報をお届けします

7月23日(土)頃までに全戸配布します。届かない場合は板橋区選挙管理委員会事務局にご連絡ください。区役所・各区民事務所・各地域センター・各期日前投票所にも配備します。



公営ポスター掲示場を設置します

立候補者の選挙運動用として公営ポスター掲示場を設置します。※掲示場を壊したり、ポスターを破いたりすると罰せられます。※掲示場前の駐車・駐輪はご遠慮ください。

投票の呼びかけを行います

明るい選挙推進委員による街頭PRを実施するほか、選挙期間中に広報車・商店街放送・スーパーマーケットの店内放送で、投票参加の呼びかけをします。また、投票日当日の13時10分・17時に、防災無線で投票案内を放送します。放送設備の近くにお住まいの方にはご迷惑をおかけしますが、ご理解をお願いします。



選挙に伴う上板橋体育館施設利用の一部休止

選挙の開票会場となるため、施設利用の一部休止します(下表参照)。
▽とき=7月30日(土)～8月1日(月)▽ところ・間=上板橋体育館☎5399-6501(第2月曜休館)

《選挙に伴う上板橋体育館の利用変更》

	7月30日(土)			7月31日(日)			8月1日(月)		
	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
室内競技場	利用不可						一般公開		
第一・第二武道場 会議室	貸切			利用不可			一般公開		
トレーニングルーム	一般公開			14時まで一般公開			利用不可		
温水プール	一般公開			13時30分まで一般公開			一般公開		

受け取りましょう!マイナンバーカード。交付通知書が届いた方はご予約を!!

▽問=板橋区マイナンバーコールセンター☎5651-6078

(3)街頭啓発実施状況

地区	実施日	時間	主な実施場所	参加人数 (従事者)
板橋	7月22日	13:00～	①JR板橋駅周辺 ②新板橋駅周辺 ③四つ又交差点周辺 ④板橋体育館周辺 ⑤板橋区役所駅周辺 ⑥下板橋駅前通り ⑦大山遊座通り、文化会館周辺	24 人
熊野	7月19日	14:00～	①遊座大山商店街 ②ハッピーロード大山商店街	20 人
仲宿	7月20日	9:30～	①板橋区役所前駅周辺 ②中仙道商店街「鳥新」周辺 ③ライフストア周辺	20 人
仲町	7月23日	14:00～	①中板橋駅周辺 ②よしや中板橋本店周辺 ③ハッピーロード大山商店街 ④コモディイダ幸町店	39 人
富士見	7月26日	14:15～	①板橋本町駅周辺(富士見病院付近) ②板橋本町駅周辺(YUMEパーク大和町) ③板橋本町駅周辺(本町街かど公園) ④板橋本町商店街通り	9 人
大谷口	7月21日	11:00～	①地下鉄小竹向原駅周辺 ②スーパーいさみや小竹向原店前	9 人
常盤台	7月22日	16:00～	①ときわ台駅 北口(ロータリー、スーパー前)・南口周辺 ②上板橋駅 北口・南口周辺	22 人
清水	7月29日	14:00～	①清水町交差点 ②清水あけぼの商店街 ③稲荷通り商店街 ④コモディイダ宮本町店前 ⑤スーパーオーケイ・清水湯周辺 ⑥パパス大黒屋周辺 ⑦本蓮沼駅周辺 ⑧南蔵院周辺	23 人
志村坂上	7月25日	16:00～	①志村坂上駅前 ②志村三丁目駅前 ③志村銀座スーパー三徳前 ④小豆沢セブントウン内	16 人
中台	7月22日	16:00～	①上板橋駅前 ②イトーヨーカドー上板橋店周辺 ③西台ジョナサン周辺 ④スーパーベルクス板橋中台店	14 人
蓮根・舟渡	7月22日 7月23日	14:00～	①浮間舟渡駅周辺 ②蓮根駅周辺 ③西台駅周辺	20 人
前野	7月23日 7月24日	12:30～	①ライフ前野町店周辺 ②イオンスタイル板橋前野町店周辺 ③東武ストア前野店周辺 ④三徳常盤台店前 ⑤さやの湯周辺 ⑥オーケー小茂根店 ⑦ジャパン板橋店	25 人
桜川	7月25日	16:00～	①コモディイダ東新町店周辺	12 人
下赤塚	7月22日	16:00～	①下赤塚駅周辺 ②赤塚一番通り商店街	15 人
成増	7月23日	14:00～	①成増駅北口アクトホール前 ②成増駅南口ロータリー ③成増スキップ村商店街	18 人
徳丸	7月29日	14:15～	①イオン板橋店前 ②東武練馬駅北口	22 人
高島平	7月22日	14:00～	①高島平駅周辺	19 人
合 計				327 人

※網掛け部分は啓発重点地区

⑥ 選挙運動・政治活動

- 1 法定制限額
- 2 個人演説会(公営施設)
- 3 違反文書図画に対する撤去命令等件数

⑥ 選挙運動・政治活動

1 法定制限額

選挙運動費用支出制限額(法194条、令127条)

東京都知事選挙 60,500,000円

《計算式》 支出制限額 = A + 固定額(24,200,000円)

$$A = \frac{\text{告示日現在における東京都の選挙人名簿登録者数}(11,274,080\text{人})}{\text{人数割額}(7\text{円})} = 78,918,560\text{円}$$

※Aが固定額の1.5倍(36,300,000円)を超えるときは、支出制限額は固定額の2.5倍に相当する額

2 個人演説会(公営施設)

(1)会場数

総数	法第161条第1項第1号		同条同項第2号	同条同項第3号(選挙管理委員会の指定施設)				
	学 校	公 民 館	公 会 堂	計	社 寺	農 業 協 同 組 合	商 工 会 議 所	そ の 他
81	75	0	3	3	0	0	0	3

(2)使用回数

区 別	合 計		法第161条第1項第1号の学校及び公民館		同条同項第2号の公会堂		同条同項第3号の市町村の選挙管理委員会の指定した施設	
	公費負担	候補者負担	公費負担	候補者負担	公費負担	候補者負担	公費負担	候補者負担
候補者本人	1	0	0	0	1	0	0	0

(3)候補者別開催状況

番号	候補者名	開催日	施設名	備考
1	増田ひろや	7月26日	文化会館大ホール	

3 違反文書図画に対する撤去命令等件数

(1) 撤去命令件数・枚数

選挙期間前(～平成28年7月13日)

合 計	法第147条 第1号該当	法第147条 第2号該当
0件	0	0
0枚	0	0

選挙期間中(平成28年7月14日～7月30日)

合 計	法第147条 第1号該当	法第147条 第2号該当	法第147条 第3号該当	法第147条 第4号該当	法第147条 第5号該当	法第201条 の14該当
0件	0	0	0	0	0	0
0枚	0	0	0	0	0	0

(2) 警告等の件数・枚数

選挙期間前(～平成28年7月13日)

合 計	法第147条 第1号該当	法第147条 第2号該当
0件	0	0
0枚	0	0

選挙期間中(平成28年7月14日～7月30日)

合 計	法第147条 第1号該当	法第147条 第2号該当	法第147条 第3号該当	法第147条 第4号該当	法第147条 第5号該当	法第201条 の14該当
0件	0	0	0	0	0	0
0枚	0	0	0	0	0	0